

# 障害児とその家族のための援助システム

—秋田すずめの会の場合—

今野和夫・荒川由美子・内田正年

## The Supporting System for Handicapped Children and their Families

KAZUO KONNO, YUMIKO ARAKAWA and  
MASATOSHI UCHIDA

### I. はじめに

今日、障害幼児に対する療育活動は、公立の療育センターや福祉センター、特殊教育諸学校、大学、保健所、児童相談所、福祉事務所、障害児通園施設、幼稚園や保育所、父母団体といった様々な機関において実施されている。また、障害幼児の発達にとり早期発見・早期対応が重要であるとの認識の高まりとともに、市や町、あるいは村といった一定の地域内にいくつかの機関の連携による療育システム（地域療育体制）を確立し、その機能を充実させようとの動きが認められる<sup>1,2,3)</sup>。さらに、通常は各自の機関において障害（幼）児の療育に携わっている人たちが、いわばボランティアとして、「勤務外」の時間帯に特定の場所へ（たとえば、日曜日に公民館へ）定期的に集い、障害幼児への療育的な取り組みを地域の中で行なっている例も、全国的に数多く認められる<sup>4,5)</sup>。

ところで、療育活動に関わりを持つ人（以下、関係者と記す）は、活動の形態のみならず、医師、保健婦、保母、教師、臨床心理士、治療士、指導員などと、その職種も多様である。そして、どの関係者にとっても障害幼児の家族との出会いは不可避であり、一般的にはその家族との関係を保ちながら療育活動が展開されている。一方、療育活動にとって家族との関係を保つことが重要であることは比較的共通に認識されていると思われるが、どのような理念に基づき、またどのような目的や形態および方法で家族との関わりを展開していくべきかについては、機関により、あるいは関係者により、見解の相違が存する。理念との関連

で言えば、ある関係者は、障害幼児のみならずその家族にも治療を要する何らかの問題があるはずだとし、あくまで治療者の立場からクライアントとしての家族に関わろうとする。ある関係者は、家族を、子どもに対する自分の療育活動の協力者と考える。家族を、子どもを通じて共に学び合う仲間と考える関係者もいるかもしれない。ちなみにこのような見解の相違は、障害幼児についての発達観や教育観における彼らの相違とも関連していると思われる。

ところで、様々な関係者によって、様々な形で展開されてきているこれまでの療育活動に対しては、特に障害幼児の家族との関係の持ち方といった点で多くの共通の問題ないし課題を指摘できよう。そのいくつかを、以下に簡単に記す。

- ・関係者との間に父親や祖父母、きょうだいといった母親以外の家族との関係を構築・充実させることが重視されていない。極端に言えば、「母親が良くなれば子どもの問題もすべて解決する」といった思い込みを、関係者が抱いている場合もある。
- ・家族が抱く様々な不安や悩み、疑問や要求について一緒に語り合うための時間を、十分にとれない。
- ・関係者の側から家族に出向くことが少ないため、家族からすれば、家庭の内や外の物的ないし人的条件が配慮された教育的示唆を受けにくい。
- ・療育活動が行なわれる場所が距離的に遠い場合や母親も就労している場合、あるいは障害幼児の健康に問題がある場合には、障害幼児を含む

家族にとって十分かつ適切な療育を受ける可能性が閉ざされがちである。また精神的、身体的、金銭的に大きな負担を家族の側に強いることになりやすい。

・家族にとり、療育機関や関係者との間に、子どもの幼児期から就学後までの長期的な関わりが得にくい。

本論で紹介される秋田すずめの会（以下、すずめの会と記す）は、大学や障害幼児の家庭において筆者らが試みてきた教育相談活動の中で出会った数名の母親の側から、その創設が自発的に提起された（昭和60年11月）。本稿の主たる目的は、その後の2年の間に半ば試行錯誤的に築かれてきたすずめの会の内容や活動を振り返ること、そして本会が抱える問題や課題を明らかにすることである。これらのことは、すずめの会を今後さらに発展させていく上で重要なことである。また、これらのことより、家族の立場に立った療育体制および療育活動の在り方を検討・究明しようとする際に役立つ貴重な手がかりが得られるかもしれない。

## II. すずめの会の趣旨

本会は、障害のある幼児とその家族をはじめ誰にでも開かれた、自主的参加者の集まりである。本会は、障害のある子どもたちの生活の充実や発達を願いつつ、参加者が一緒に学び、考え、育っていくことを、大きな目的としている。なお本会の趣旨は、昭和60年11月の本会設立時に作られた案内状に、次のように定められている。

「この会は、障害を持つ幼児が、自己の可能性を十分に発揮させながら、より豊かな明日に向けて充実した毎日を送れることを願う人たちにより、自主的に結成されました。子どもたちが育つ道すじに寄りそいながら、子どもたちが示す価値ある変化を確認し合い、子どもたちに対する援助や指導の在り方について一緒に考え合っていきたいと思ひます。」

## III. すずめの会の構成および活動

本会への加入者は、家族班と協同班とに大きく分けられる。以下、各班の構成や活動内容などについてみていくことにする。

### 1. 家族班

家族班のメンバーは、昭和62年12月1日現在、三歳五ヶ月から六歳五ヶ月までの20名の障害幼児とその家族である。子どもの障害の内訳は、ダウン症や小頭症や結節性硬化症などに伴う発達遅滞、脳性麻痺や先天性多発性関節拘縮症などによる肢体不自由、自閉的傾向、聴覚障害と多様である。子どもたちは、通常は公立の療育センター、私立の障害児通園施設などに通っている。昭和60年11月に、それまで筆者らが関わりを持っていた数人の母親から本会設立の相談を寄せられたわけであるが、設立に対しては母親たちの様々な願いや期待が込められていたように思う。たとえば、子どもの障害や発達、そして子どもへの接し方についてもっと詳細な情報を得たいとか、たとえ障害の種類や程度は違っていても、ともに障害児を持つ親同士としてこれから長くつき合い、互いに励まし合っていくための土台作りをしたいといった願いである。

ところで、本会の設立後に母親たちによって定められた家族班の会則には、心身障害児を持つ家族相互の親睦、障害に関する情報の収集と交換、学習会の開催と学校や施設の見学というように、家族班の活動の三本柱が明記されている。さらに、「障害は子どもの生涯に関わることを深く認識し、夫婦は心を一つにしてすべての事柄に当たることを原則とする。父親も、すずめの会の行事には年1回以上参加しなければならない」といった、父親参加の原則も含まれている。

これまでのところ、家族班の活動は、その代表世話人の努力に支えられてかなり積極的に繰り広げられている。家族班単独の活動としては、主に班の運営や企画について話し合うための定例会が、原則として毎月の第一日曜日に県の社会福祉会館において開かれている。また、養護学校や精神薄弱児収容施設の見学、小旅行なども希望者同士で行なわれている。特に養護学校の見学が数多くなされていることは、家族班にとって子どもの小学校就学が大きな関心や問題であることを示唆している。協同班との合同の活動としては、協同班の側が企画する学習会や教育相談活動（後述）への参加、春のお花見や夏の海水浴、秋のハイキングや冬のクリスマスといった四季の移りに合わせたレクリエーションの企画・開催、そして年一度の文集作りなどがある。そして昭和61年12月に

発行された文集（一周年記念誌）の中には、障害幼児を持つ家族同士が自発的に集い協力し合って様々な活動を進めていくことの意義を示してくれる言葉が、母親の立場から数多く綴られている。少々長くなるが、そのいくつかを以下に記す。

- ・障害は違っていてもいろいろな悩みをもっている母親たちとの対話…涙ながらに話したり聞いたり励ましたり。私はここでようやく明るい自分に戻ることができました。
- ・家族の者も、各々歩んできた人生とちがったものをこの子から教えられながら変わっていかなくてはならないのではないかと感じております。
- ・お互いの親睦を深めながら少しずつ勉強する中で、私は自分がちょっと変わったのに気づきます。いつも受け身の姿勢でいた私から、少し方向を変えて自分の方から動くようになったことで、世の中がちょっと違って見えるようになり、今まで見えなかったものも見えるようになりました。
- ・すずめの会は家族で参加する機会が多いようですので、子どもたちにとっても多くの大人、そしてきょうだいたちと接することができると思います。自分一人で自分の子どもをみていくよりもみんなで多くの子どもたちを見守り育てていくという気持ちで頑張っていきたいと思えます。
- ・お母さん達と話するとき見栄や気取りは心要ありません。それはとっても楽なことです。本来の脳天気を取り戻し、私は楽になりました。

家族班の活動を通して、母親たちは、それまでの生活や自分の子どもだけとの関わりの中で置き去りにしてしまった、あるいは見失ってしまった自分らしさを取り戻しているように思われる。また母親たちは、自分を変えてくれる、あるいは豊かにしてくれるきっかけがこの活動の中に含まれていることに、気づいているようである。自分の子どもの育ちには家族以外の人たちによる支えも大切であること、そして、自分も他の障害幼児の育ちにとって役立つ存在であることをも認識している。教育相談活動をはじめ様々な活動を積み重ねる中で、母親は、我が子だけでなく他の子どもたちについての理解も深める。それぞれの子どもにふさわしいはたらきかけや援助の仕方、あるいは叱り方といったものも学んでいる。そし

て、我が子との関わりを通して得られた経験や知識を他の母親やその子どものために活かし、他の子どもの成長の証しにも、我が子のそれに対するのと同じように他の母親と喜び合う姿が見られる。

なお村井（1987）<sup>6)</sup>は、次のように記している。「母親がこどもの問題に対して落ち着いて取り組もうとする姿勢ができること、これが療育指導において基本的に重要なことです。私のことばでいえば母親が本来もっている母親らしさを回復することです。このことによって、はじめて母親は子どもと自分が置かれている状況について多くの情報を得、子どもを素直に見ることができ、すなわち、子どもが見えてきます」

最後に、家族班の諸活動には、父親や祖父母のみならず障害幼児のきょうだいの参加が多く見られる。そして大人としては、障害幼児に対するきょうだいの接し方から、あるいはきょうだいに対する障害幼児の側からの反応・はたらきかけから、学ぶことが多々ある。喜怒哀楽の感情、そして時にはやさしさや厳しさを、障害幼児に対してストレートに、つまり相手を対等の人間とみなして表出するきょうだい。それに応じようとする障害幼児の態度や行動からは、その子どもについての理解を深めさせてくれる新たな手がかりを得ることができる。きょうだいたちのほとんどはまだ小学校低学年以下である。障害児を同胞としていることによって周囲（友達、大人、マスコミなど）からもたらされたり、あるいは自分の内から生じる疑問や悩みは、きょうだいたちのこれからの育ちの中で数多くあると思われる。きょうだいたちがそれらに立ち向かい乗り越えていけることを願いつつ、大人としてきょうだいに対してどのような援助やはたらきかけをしていけばいいのか。これは、すずめの会の今後の活動に課せられている大切な課題である。

## 2. 協同班

協同班は、昭和62年12月1日現在で、大学教員1名、大学病院臨床心理士1名、養護学校教員6名、幼稚園教諭2名、精神衛生センター心理判定員1名、学生16名などから構成されている。協同班の企画による中心的な活動は月1回の定例学習会、教育相談であり、その他の家族班との合同による行事（たとえばレクリエーション）にも都合のつく限り参加している。学習会や教育相談は、

基本的に、家族班、特に母親たちと共に考え合う場、学び合う場として位置づけられている。一方、学生たちにとり、協同班の諸活動は大学の授業(障害児心理学演習)の一環であったり、全くの自発的な取り組みであったりする。ちなみに筆者らは、学生たちに対し、すずめの会の諸活動への参加との関連でたとえば次のようなことを願っている。

- ・親やきょうだいとも仲良くなりながら、子どもの状況・発達を細かく丁寧に、かつ広い視野で捉える力を育ててほしい。
- ・子どもの状況・発達の把握に基づき援助の方向性や方法を導き出し、それらに基づき援助を実践する力を育ててほしい。
- ・これから子どもの育ちに長期的に関わり、子どもや家族にとっての良き相談相手になっていくための足場を築いてほしい。
- ・授業、学習会、レクリエーションなどへの参加を通して、障害を持つ子どもをめぐる様々な問題について様々な立場(家族、教員、医療関係者、学生など)の人たちが一緒に考え合うことの大切さや面白さを感じ取ってほしい。

### (1) 学習会

学習会は毎月1回、土曜日の夕方に大学で開かれている。会員以外の人参加も拒んでいない。協同班の運営をめぐる事務的な話し合いに加え、毎回、班員や外部から招いた講師による話題提供がある。家族班の意向も考慮しつつこれまで取り上げられたテーマは、班員の日頃の教育実践の紹介、わらべ歌や手遊びの指導、絵本の選択や読み聞かせの在り方、すずめの会の子どもたちが有する障害についての基礎的学習、脳波や睡眠の機構や意義、普通学級への障害児の統合などと多岐にわたっている。つまり学習会は、障害児について教育、医療、文化といった様々な側面から情報を得たり、すずめの会の子どもたちについてもそれらの側面からさらに共通理解を深めていける場として、機能していると思われる。

### (2) 教育相談

教育相談活動は、昭和62年12月1日現在、障害幼児20名が8グループに分かれ、それぞれ月1回の頻度で進められている。諸グループは、相談の形態から見れば、個別相談(5グループ)と集団相談(3グループ)とに分けられる。相談場所は、大学内施設(学生会館和室)、家族班の家庭、養護学校などである(表参照)。

相談形態や相談場所、そして相談日の決定に際しては、協同班の側の諸要因(日常の勤務時間、勤務場所、勤務内容など)とともに、家族班の側の諸要因も可能な限り考慮されている。後者の要因としては、子どもの障害の程度や健康状態、療育機関からの帰宅時刻、きょうだいの都合(幼稚園や小学校からの帰宅時刻)、地域特性(市の周辺に居住するが、近隣に数名の家族班員が住む)、母親の就労、母親と祖父母との関係などがあげられる。

大学教員と学生たちが大学で行なう集団の教育相談2件(10組の親子)と、個別の教育相談2件については、前回の行動記録(筆記およびVTRによる録画)に基づく事前の打ち合わせが重視されている。そこでは、個々の子どもの発達状態や変化についての把握がなされるとともに、次回に向けて、楽しい遊びの展開、遊びの発展・発達、そして対人関係(コミュニケーション能力を含む)の発達といった側面からのほたらきかけのねらいや方法が、個々の子どもについて検討される。そして当の相談日には、教員と母親との話し合いに平行させて、主に学生たちが、事前の打ち合わせに基づくほたらきかけを個々の子どもや子ども集団に対して行なっている。なお発達の理解の一助として、新版K式発達検査を用いることもある。大学での集団の教育相談、および大学病院臨床心理士と養護学校教員(1名)が二人の学生の助けを借りて家族班の家庭で行う集団の教育相談(1グループ、4人の障害児)では、個々の子どもの様々な面での育ちについて母親たちと一緒に確認し合うことが重視されている。各自が抱える悩みや心配について、あるいは我が子や他人の子どもの成長について、さらには我が子や他人の子どもの接し方について、教員らの助言を得ながら時には真剣に、また時には楽しく母親同士で話し合う姿がいつも見られる。もちろん、教員らとの個別的な話し合いの時間もとれるよう、できる限り

〈相談の形態〉	〈相談場所〉	〈件数および子ども数〉
個 別	家 庭	2件(計2名)
	養護学校	1件(1名)
	大 学	2件(2名)
集 団	家 庭	1件(4名)
	大 学	2件(11名)

配慮している。

一方、家庭で行なわれている個別の教育相談2件（1件は大学教員、1件は大学病院臨床心理士と養護学校教員1名による）と養護学校で行なわれている個別の教育相談1件（養護学校教員1名による）は、種々の理由により現在のところ集団による相談の場への参加が困難と考えられる子どもたちである。家庭での相談の2名には、健康面や体力面での弱さ・不安定さが常に認められ、しかもともに小頭症による比較的重度の精神遅滞がある。養護学校での相談の子どもには、精神遅滞に加え、特定の物へのこだわり、多動や人へのかみつきといった情緒面での問題を示唆する行動が見られる。これらの、他の家族班の子どもたちに較べ相対的に障害が重いと考えられる子どもたちについては、物への関わり、人への関わり、運動機能の発達といった側面からの意図的・継続的かつ慎重なはたらきかけを試みている。同時に、子どもの成長の兆しを確認し合ったり、今後の発達についての見通しに根ざした援助の在り方、一見特異とみなされる行動の意味とその行動への関わり方、子どもについて近隣の人たちからの理解や協力を得る方法などについて母親と時間をかけて話し合うことを、大切にしている。障害の重い子どもを持つ場合には、母親のあせりや心配、不安や悩みも大きいものであり、母親との話し合いは、カウンセリングの色彩の濃いものとなっている。

ところで母親にとっては、他の母親や自分の家族といった親しい人からも知られたくない、あるいは当面は他人にオープンに伝えにくいような心配や悩みがあったり生じたりする。また、夫と話し合ってもなかなか決断がつかない問題が生じることもある。そのような悩みや問題とは、療育機関の変更の是非、就学先の選択（たとえば、どの養護学校が適しているのか、養護学校より特殊学級が適しているのか）、第二子をもうけることの是非、医師から勧められた新しい、しかし子どもへの精神的・肉体的苦痛を伴う治療法や検査法を我が子に受けさせることの必要性や是非、生理学的研究（やはり身体的苦痛や長時間の身体的拘束を伴う）への協力の依頼に応じることの是非といったように、様々である。日頃子どもと関わる上での留意点といったことのみならず、これらのような悩みや問題についても、親からの相談依頼があれば、筆者ら（今野、荒川、内田）のいずれ

かが、それぞれの職場においてできるだけ時間をとって話し合うことにしている。断定的な助言や解答を短時間で導き出したり相手に提示することが困難であったり、むしろそのことが危険でさえあるような、そのような種類の悩みや問題が多い。相談担当者は、ともかく母親の孤立感や不安感の減少・解消を願いつつ、そして最終的には両親で満足のいく決断ができることを願いつつ、自己の経験や知識や考えを控えめに折り込みながら、母親と一緒に悩み、考えることにしている。ちなみに、このような形での個別相談の窓口は、すずめの会の会員以外の母親たちにも開けてある。したがって、会員の母親の紹介により、会員以外の母親が筆者らに相談に来ることもある。このような体制を持續させることは、すずめの会が会員の利益のみを考えている閉鎖的な組織ではないことを周囲の人たちに理解してもらおう上でも、重要と思われる。

#### IV. すずめの会の今後の課題

以上、すずめの会の構成や活動について述べてきたが、本会の活動は試行錯誤的・模索的に初期的段階を経たばかりである。そして現在、すずめの会は、今後の発展に向けて多くの課題を有している。家族班の中からは、おもちゃライブラリーのような機能も担えるような、非会員をも含め誰でも気軽にいつでも使用できる専用の建物がほしいといった、大きな願いも聞かれる。しかし、本稿では特に協同班の課題に焦点を置くこととし、それらのいくつかを以下に列記することにする。

##### 1. 協同班の拡大

家族班の人数が増すに連れ、特に教育相談の場において、時間的ゆとりをもって子どもと接し、しかも個々の子どもの日頃の生活や状態を熟知した上で母親に助言を与えることが困難になりつつある。家庭との連絡ノートなども活用しているが、障害児の療育に豊かな経験を持ち、しかも本会のような地域レベルでのボランティアの取り組みに理解を示してくれる人の輪を、今後さらに広げていく必要がある。

##### 2. 学生への対応

家族班との合同活動や教育相談活動時におけるプレイに協力してくれる学生たちをどのように育て続けるのかも、大切な課題である。彼らには、

大学卒業の後（多くは教員となる）も、協同班の一員として筆者らと共に本会の諸活動に可能な限り自発的かつ積極的に参画しようとする気持を持ち続けてほしい。また諸活動への協力者として、学生以外の人たち（たとえば看護学校生徒や高校生、会員の友人）を導き入れることの可能性や是非についても、今後検討する必要がある。

### 3. 教育相談の対象児

現在、教育相談の対象児はすべて幼児であるが、今後その範囲を乳児にまで拡大していくべきか。ちなみに現在関わりを持っている子どもたちの場合、筆者らと3歳以前からの関わりを続けている子どもが半数を占める。障害児の場合、3歳以前ではどうしても医療の面からの援助を優先せざるを得ない身体的状態が、恒常的に、また時には緊急に生じやすい。しかしその時期は、それ以後の時期と同様、適切な教育的援助が非常に大切な時期でもある。さらに母親にとっては、障害のある子どもを生んだことでのショックや自責感、孤立感やあせりにさいなまれ、その子なりの可能性に気づいたり、子どものささやかな変化のひとつひとつを意義あるものとして素直に喜べる心的状態になるのが困難な時期でもある。3歳前、しかもできるだけ早いうちから、子どもの状態のみならず母親や家族の状態をも十分考慮に入れた教育相談を受ける機会があること、しかもそのような機会を介して同様の問題を抱える母親たちに出会えることは、障害児を持つ母親にとり大きな支えとなる。

一方、現在関わりを持つ20人の子どもたちの中から、昭和63年度に初めて2名の就学児童が出る。この子どもたちに対して学校入学後も引き続き教育相談を実施していくことは、現在の協同班の体制からして困難と思われる。就学後の援助システムをどうするか。3歳以前の子どもについてと同様、まもなく一定の結論を出さねばならない課題である。

### 4. 近隣社会への積極的参加に向けての援助

現在関わりを持つ幼児の多くは、幼い時から家庭と療育機関との行き来で日常の多くの時間を要し、近隣の子どもたちとの関わり合いが非常に乏しいまま今に至っている。このことは、多くの母親たちについても同様に言えるだろう。子どもに良かれと願って幼い時から続けられている様々な治療、訓練、教育。さらには水泳などの習いごと。

これらの意義を否定することはできない。しかし、近隣の偏見や陰口を恐れることによるのみならず、これらの日々の累積による時間的、精神的ゆとりの消失によって、子どものことを近隣の人たち（大人や子ども）から理解してもらったり、子どもが近隣の子どもと親しくなったりするきっかけを一たとえば公園への散歩などを通して一作れないでいる母親の中にはいるようである。近隣の子どもや大人たちとの関わりでの深化の可能性および方法について母親たちと追求することは、障害を持つ子どもたちの生活の充実や経験の豊富化との関連でも大切なことと思われる。

## V. おわりに

すずめの会の2年間の模索的な諸活動を振り返ってみると、学習会に、レクリエーションに、学校見学にと何事にも積極的、開拓的な母親たちの姿勢の影響を受け、あるいは子どもの医療、教育などとの関連で様々な疑問や質問が母親たちから出されることにより、筆者らの意識にもある種の変革が生じているように思われる。つまり、少々オーバーな表現かもしれないが、「母親たちのために我々が何をしてやれるのか」から、「母親たちとともに何ができるのか」、「母親たちと今度はこんなこともしてみたい」といった方向への意識の変化である。そして、母親たちとの取り組みに対する筆者らの意識のこのような変化は、母親たちと筆者らとの間の壁を取り払い、相互の信頼関係を構築・維持することに大いに役立っていると思われる。

近年、市、町、村など様々な地域で、障害幼児療育体制の確立が試みられている。コミュニティーケア（community care）といった言葉も盛んに用いられている。障害幼児の療育に向け、医療や保健、福祉、教育などの諸機関が連携することは、もちろん大切である。しかし、問題は中味である。個々の母親をどう教育するか、どう指導するかといった視点を一度離れ、母親たちとともに自分らが何ができるのか、母親たちとの関わりがなかで自分らもどう変わっていけばよいのかといった視点から自らの療育活動を見直すこと。このことは、療育体制や諸機関の連携が障害幼児をもつ母親やその家族からの信頼と支持を得られるものであってほしいと願う関係者の一人一人に課せられた緊

急の課題であるように思う。

(文責 今野和夫)

## 文 献

- 1) 中山満・村川浩一 (1983) 「早期発見・療育体系づくり」 障害者問題学習資料1, P23-30, 全国障害者問題研究会.
- 2) 高橋彰彦・大島正彦 (1986) 障害児地域療育体系の構築についての考察 小児の精神と神経, 第26巻, 第4号, P 3-11.
- 3) 平井信義・千羽喜代子・弟子丸郁子 (1984) 秋田県C町における心身障害児の療育指導体制について 小児の精神と神経, 第24巻, 第3号, P11-14.
- 4) 財津順一・三村保子 (1985) 障害児とその家族の地域への統合を援助する試みについて—若松亀の子会活動の場合—(1) 日本特殊教育学会第23回大会発表論文集, P618-619.
- 5) 塩見武雄・遠藤六朗・片岡基明 (1987) 保健所が中心になって取り組んだ14年間の地域早期療育活動(ひまわり教室)の検討 児童青年精神医学とその近接領域, 第28巻, 第2号, P49-60.
- 6) 村井潤一 (1987) 著作集成三部作(1)発達と教育を考える ミネルヴァ書房, P90.